

邑智郡邑南町「香木の森 いわみ里山田園住宅地」

建築協定書

(総則)

第1条 邑智郡邑南町「香木の森 いわみ里山田園住宅地」において、住宅地としての環境を高度に維持するため、邑南町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき、建築協定を定めるものとする。

(建築協定区域)

第2条 建築協定区域は、別紙図面に表示する区域とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者全員の合意により締結する。

(建築物に関する基準)

第4条 建築協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備は次に掲げる基準による。

(1) 建築の用途

建築物は一戸建てとし、住宅としての用途のみに供するものであること。

(2) 建ぺい率の最高限度

建ぺい率は（敷地面積に対する建築面積の割合）は、3/10以下としなければならない。

(3) 容積率の最高限度

容積率は（敷地面積に対する延床面積の割合）は5/10以下としなければならない。

(4) 階数の最高限度

地階含め3以下とする。

(5) 高さの制限

敷地地盤面からの建築物の高さは、10mを超えてはならない。

(6) 建築物の壁面後退

建物の壁面は、隣地の境界から5m以上、隣地が道路の場合は境界から3m以上後退させなければならない。但し、物置及び車庫に類する用途に供し、軒の高さが3m以下のものにあつては、これを2m以上とする。

(7) 建築物の構造、形態

主要構造部は木造とする。屋根は落雪タイプとし、勾配は4/10（4寸勾配）以上とする。外壁の色彩及び建築物の形態は周囲との調和を図ること。

(8) その他の制限

道路に面した法面及び隣接法面は原則として、擁護壁等を行わないものとする。本敷地に電柱を建立することに同意すること。

(地域との調和等)

第5条 建築協定区域の土地、建物の所有者等は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 宅地内は雑草の繁茂等がないように良好な状態で管理し、建物用地以外の宅面については、家庭菜園等を積極的に活用すること。
- (2) 建築協定区域内の公共用地管理に協力すること。
- (3) 地域行事に積極的に参加すること。
- (4) 地域住民との交流の促進に配慮すること。
- (5) 建築協定区域周辺の農地で行われる害虫駆除の実施に理解すること。
- (6) 協定区域内にある文化財は保護する。
- (7) 建築協定内にある樹木をむやみに切らない。

(協定の遵守義務及び効力の承継)

第6条 土地、建物の所有者等は本建築協定を順守しなければならない。

本建築協定の効力は、当該協定を締結した後の所有権移転等により、新たに土地、建物の所有者等となった者へ継承されるものとする。

(違反者への措置)

第7条 この協定書に違反した者があった場合は、事業者は、当該土地、建物の所有者に対して当該違反行為を是正するために必要な措置を講じることができ、当該土地、建物の所有者は、その措置に従わなければならない。

協定の成立を証するため、本建築協定書2通を作成し、買主、売主が署名、捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

買主 住所

氏名 印

事業者(売主) 住所 江津市桜江町川戸 472 番地 1

氏名 今井産業株式会社 印